〔第147回〕

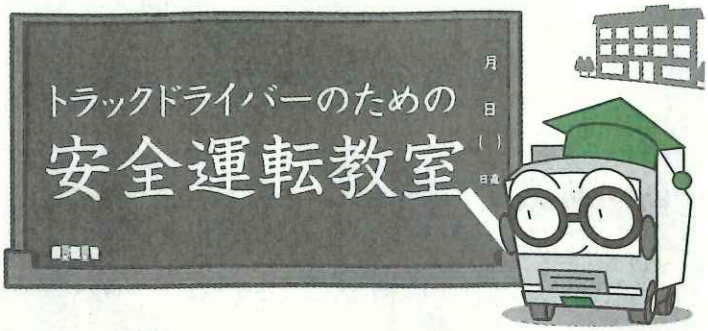

危険運転致死傷罪適用に数値基準導入!

自動車運転死傷行為処罰法が改正され、7月21日から施行されます。今回の改正では、これまで「基準があいまい」と批判されてきた危険運転致死傷罪の適用に、アルコール量や走行速度といった「数値基準」が初めて導入されました。改正の主なポイントを理解して、安全運転に努めてください。

●危険運転致死傷罪の適用要件が明確化

Aさん「間もなく成立といわれていた自動車運転死傷行為処罰法の改正案がとうとう成立したね。実際に公布されたのが7月1日。施行は公布の20日後だから、7月21日となる。危険運転致死傷罪の適用には、アルコールまたは薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為（飲酒運転等）、その進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為といったことが挙げられていたんだけれど、適用をめぐって『基準があいまい』という批判が出ていたんだ」

Bさん「そうだね。僕からみても、なんでその事故で過失運転致死傷罪なの、というものが少なくなかったからね」

Aさん「そうなんだ。危険運転致死傷罪の適用のハードルが高いと言われるなか、今回の改正で危険運転致死傷罪の要件に具体的な『数値基準』が導入されることになったんだ」

Bさん「基準はどんなものなの」

Aさん「一つは飲酒運転。もう一つは高速度での運転だよ。飲酒運転については、血液1㎖中1.0㎎以上、または呼気1ℓ中0.5㎎以上のアルコールを保有する状態で運転して人を死傷させた場合、また高速度の運転については、最高速度が時速60㎞以下の道路で、制限速度を時速50㎞超過で自動車を運転して人を死傷させた場合、さらに最高速度が時速60㎞を超える道路で、制限速度を時速60㎞超過で運転して人を死傷させた場合となっている。それと、いわゆるドリフト走行やウィリー走行で人を死傷させた場合でも危険運転致死傷罪が適用されることになった」

Bさん「なるほどね。基準が設けられたのは分かったけれど、飲酒の基準に満たない場合はどうなるのかな」

Aさん「それについては、現行の『アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為』がこれまでと変わらず危険運転致死傷罪の適用要件となっているから、仮にアルコール濃度の数値基準を満たさなかったとしても、危険運転致死傷罪が適用されることがあるかもしれないね」

Bさん「危険運転致死傷罪の罰則は、死亡事故の場合は1年以上の有期拘禁刑、最長で20年だね。負傷させた場合でも15年以下となる。僕らの仲間で危険運転致死傷罪が適用されるような悪質なドライバーはいないと信じたいけれど、交通事故で悲しむ人を一人でも減らせるよう、安全運転についてしっかり考える機会にしたいね」

●酒酔い運転にも適用要件が明確化

Aさん「そうだね。また、今回は酒酔い運転についても適用要件に基準が設けられたんだ」

Bさん「どんな基準」

Aさん「血液1㎖中1.0㎎以上、または呼気1ℓ中0.5㎎以上のアルコールを保有する状態で運転した場合がそれにあたるんだ」

Bさん「この数値は、危険運転致死傷罪が適用されるような状態で運転しているということだね。以前、講習で酔った状態を再現して車を運転するというものがあって体験したけれど、普段できていることができていなくて愕然としたことがあるよ」

Aさん「それが飲酒運転の怖いところだね。今回の法改正で、危険運転致死傷罪や酒酔い運転の適用基準が明確化されたけれど、僕らプロドライバーにとっては本来、無縁であるべきこと。でも、こうした法改正の趣旨をしっかり理解するとともに、より安全運転に取り組んで、他のドライバーに対して模範を示していかなきゃいけないね」